

2 工事監査

都が行っている工事等について、計画・設計・積算・施工・維持管理等の各段階で、不経済な支出や不適切な施工がないかなどを技術面等から監査しました。

平成25年工事監査は、下記のとおり実施しました。

● 監査実施状況

	監査実施状況	実施率
件数	1,650件	10.5%
金額	3,593億円	21.7%



工事監査の様子

監査の結果

19局・1,650件の
工事を監査し

指摘 25件

指摘金額 3,101万円

※ 過大積算（9件）の額

主な指摘事項

通行許可を取得するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの

建設局

状況

善福寺川整備工事におけるスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、一部の搬出車両総重量が一般制限値を超過していましたが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していませんでした。

指摘

道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの

都市整備局

状況

大型標識の設置について見ると、標識板等の取付を高所作業車により行っていますが、その際、転落防止措置である安全帯の使用が認められませんでした。

指摘

このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業であることから、高所作業について、受注者を適切に指導、監督するよう求めました。

クレーン作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの

下水道局

状況

マンホールの再構築工事について、工事記録写真を見たところ、マンホールの部品である底版や側塊をクレーンで地上から据付箇所に吊降ろす際に、作業員を部材に乗せて吊降ろしていることが認められました。

指摘

このことは、クレーン等安全規則に定められた規定に反するものであり、危険な作業であることから、受注者を適切に指導・監督するよう求めました。



作業の様子